㈡　国及び都道府県が行うように努めなければならない事業主等及び労働者に対する援助について、キャリアコンサルティングの機会の確保に係るものを含むことを明確化するものとした。（第一五条の二第一項関係）

2　協議会に関する規定の新設

㈠　都道府県の区域において職業訓練に関する事務及び事業を行う国及び都道府県の機関（以下この㈠において「関係機関」という。）は、地域の実情に応じた職業能力の開発及び向上の促進のための取組が適切かつ効果的に実施されるようにするため、関係機関、職業訓練又は職業に関する教育訓練を実施する者、労働者団体、事業主団体、職業紹介事業者又は特定募集情報等提供事業者、学識経験者等により構成される協議会を組織することができるものとした。（第一五条第一項関係）

㈡　協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとした。（第一五条第三項関係）

3　国、都道府県及び市町村による配慮規定の追加

国、都道府県及び市町村は、職業訓練の実施に当たり、労働者がその生活との調和を保ちつつ、職業能力の開発及び向上を図ることができるように、職業訓練の期間及び時間等について十分配慮するものとした。（第一八条第三項関係）

4　その他

2の㈡に違反して秘密を漏らした者について、一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処するものとした。（第九九条の三関係）

四　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正関係

令和四年四月一日から同年九月三〇日までの期間における雇用保険率については、一、〇〇〇分の九・五（うち失業等給付に係る率一、〇〇〇分の二）（農林水産業及び清酒製造業については、一、〇〇〇分の一一・五（同一、〇〇〇分の一二・五（同一、〇〇〇分の四）とし、同年一〇月一日から令和五年三月三一日までの期間における雇用保険率については、一、〇〇〇分の一一・五（うち失業等給付に係る率一、〇〇〇分の六）（農林水産業及び清酒製造業については一、〇〇〇分の八）、建設業については一、〇〇〇分の一六・五（同一、〇〇〇分の八）とすることとした。（附則第一一条第一項及び第三項関係）

五　特別会計に関する法律の一部改正関係

1　一般会計から雇用勘定への繰入れの特例

予算で定めるところにより、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業等に要する費用で国庫が負担するものに相当する額を一般会計から雇用勘定に繰り入れるものとする暫定措置を令和四年度について適用するものとした。（附則第一九条の三関係）

2　雇用勘定の積立金の特例等（附則第二〇条の三関係）

㈠　育児休業給付費及び雇用安定事業費を支弁するために必要がある場合等に雇用勘定の積立金（以下「積立金」という。）から同勘定の歳入に繰り入れること等ができるものとする暫定措置を令和六年度まで適用するものとした。

㈡　雇用安定事業費の財源に充てるために必要がある場合には、二事業費充当歳入額から二事業費充当歳出額を控除した残余のうち二分の一を超えない範囲内で厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める金額を雇用安定資金に組み入れ、当該残余から当該雇用安定資金への組入金を控除した額を積立金に組み入れるものとすることができるものとした。

㈢　㈠により雇用安定事業費を支弁するために積立金から繰り入れた金額等の積立金に組み入れなければならない金額の総額に相当する金額から、雇用勘定の財政状況並びに雇用安定事業及び能力開発事業の実施の状況を勘案して厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める金額を控除することができるものとした。

㈣　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定による雇用保険率の変更に係る算定において、㈠により繰り入れた金額等を積立金にあるものとして算定することとする規定を削除することとした。

六　新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部改正関係

1　その居住する地域における新型インフルエンザ等緊急事態措置実施期間の末日の翌日から一年経過した日後に所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる者について、特例延長給付を支給しないものとした。（第三条第三項関係）

2　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業等について、令和五年三月三一日までの休業期間において、支給の対象とするものとした。（第四条及び第五条第一項関係）

七　施行期日等

1　検討

㈠　政府は、令和六年度までを目途に、育児休業給付及びその財源の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第九条第一項関係）

㈡　政府は、五の2の㈠により育児休業給付費を支弁するために積立金から繰り入れた場合等には、育児休業給付資金の額及び育児休業給付に係る収支の状況等を踏まえ、積立金への組入れの在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第九条第二項関係）

㈢　政府は、令和六年度までを目途に、積立金及び雇用安定資金の額その他の労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況等を踏まえ、五の2の㈢の控除の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第九条第三項関係）

㈣　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律により改正された一の8及び二の施行の状況等を勘案し、当該規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第九条第四項関係）

2　施行期日

この法律は、令和四年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行することとした。

㈠　二の13の㈤　公布の日

㈡　一の1及び2　令和四年七月一日

㈢　一の8、二（2、11及び13の㈤を除く。）及び三（1及び3を除く。）　令和四年一〇月一日

◇国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（法律第一三号）（財務省）

1　国際開発協会の第二〇次増資に伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、四、二〇五億五、七二四万円の範囲内において、出資することができることとした。（第二条関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法（法律第一四号）（外務省）

1　令和七年に開催される二〇二五年日本国際博覧会に関し、国際博覧会条約第一二条の規定に基づく政府代表として、外務省に「二〇二五年日本国際博覧会政府代表」を置くこととした。（第二条関係）

2　代表は、特別職の国家公務員とし、かつ、外務公務員とすることとした。（第二条関係）

3　代表は、二〇二五年日本国際博覧会に関し、日本国政府を代表することを任務とすることとした。（第三条関係）

4　関係府省の長は、代表の任務の円滑な遂行を図るため、必要な措置をとることとした。（第四条関係）

5　代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行うこととした。（第五条関係）

6　代表の俸給月額は、一一七万五、〇〇〇円とすることとした。（第六条関係）

7　この法律は、令和四年四月一日から施行し、二〇二五年日本国際博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日に効力を失うこととした。